

# 研修の受講要件となる実務経験

(公益財団法人 社会福祉振興・試験センターの資料より一部抜粋)

## 職種について

施設・事業所内において、独自の職種（職名）を使用している場合は、「人員配置基準」「運営要綱」等に基づいた正式な職種を記入してください。

例：ケアワーカー、介護ヘルパー、介護員等 → 介護職員

(注意) 「職種」欄には、「介護職員」「訪問介護員」など職名を記入してください。

なお、「介護業務」「入浴介護」といった業務内容の記載では受け付けられません。

## 対象とならない職種

① 「人員配置基準」「運営要綱」等に示された、主たる業務が介護等の業務と認められない職種

- ・ 生活相談員、支援相談員等の相談援助業務を行う職種
- ・ 医師、看護師、准看護師
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の機能訓練担当職員（当該業務を補助する方を含む）
- ・ 心理指導担当職員、作業指導員、職業指導員
- ・ 事務員、介護支援専門員、調理員、栄養士、計画作成担当者、福祉用具専門相談員

② 主たる業務が介護等の業務でないことが明確な職種

例：相談員、警備員、運転手、用務員、清掃員、あん摩マッサージ指圧師

## 職種の兼務について

介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している場合、「職種コード」欄は「10」と記入してください。

※ 介護等の業務とそれ以外の業務を兼務している事実が、辞令等で明確であって、主たる業務が介護等の業務である場合に限り対象となります。

「職種」欄は「介護職員兼生活相談員」のように、「介護職員兼〇〇」と記入してください。

※ 施設長または事業所の長が、介護等の業務を兼務している場合、介護等の業務に従事した日数に限り対象となります。

「職種」欄は「介護等の業務を兼務する施設長」のように、「介護等の業務を兼務する〇〇〇」と記入してください。

- ・ 職務経歴書（実務経験自己申告書）の「施設種別」「職種」は、以下の一欄の表記にしたがって記入してください。
- ・ なお、コードについては記入の必要はありません。

ア 社会福祉施設等

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	<b>㊦ 児童福祉法関係の施設・事業</b>	
知的障害児施設	001	・保育士〔01〕 ・介助員〔02〕
自閉症児施設		
知的障害児通園施設	002	・看護補助者〔05〕 ・指導員（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔06〕（ただし、下記の注意事項1の①・②に掲げる者に限る）
盲児施設		
ろうあ児施設	003	・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項2の①に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）
難聴幼児通園施設		
肢体不自由児施設	004	・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項2の①に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）
肢体不自由児通園施設		
肢体不自由児療護施設		
重症心身障害児施設	005	・児童指導員〔07〕（ただし、下記の注意事項2の①に掲げる者に限る） ・障害福祉サービス経験者（児童発達支援・放課後等デイサービス）〔09〕（ただし、下記の注意事項3の①・②に掲げる者に限る）
重症心身障害児（者）通園事業	006	
肢体不自由児施設または重症心身障害児施設の委託を受けた指定医療機関（国立高度専門医療研究センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって厚生労働大臣の指定するもの）	007	など入所者の保護に直接従事する職員
児童発達支援	089	・訪問支援員〔03〕
放課後等デイサービス	090	
障害児入所施設	091	
児童発達支援センター	092	
保育所等訪問支援	093	
居宅訪問型児童発達支援	098	

注意事項

1 「指導員」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について

① 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

なお、「児童発達支援」の場合は平成31年3月31日まで、「放課後等デイサービス」の場合は平成30年3月31日までの期間に限り実務経験になります。

② 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」において、「介護職員」が置かれている場合、「指導員」は実務経験になりません。

③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

2 「児童指導員」について

① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

② 前記により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

3 「障害福祉サービス経験者」（児童発達支援・放課後等デイサービス）について

① 業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。

② 「障害福祉サービス経験者」とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）第66条第1項第1号に定める障害福祉サービス経験者（高等学校の卒業者等であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者）をいい、「障害福祉サービス」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスをいいます。

③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。

施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
<b>① 障害者総合支援法関係の施設・事業</b>		
障害者サービス事業（平成18年9月までの事業）	061	・★保育士(児童デイサービス)〔01〕 ・介護職員〔02〕 ・介助員（盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業）〔02〕 ・寮母〔02〕 ・★生活支援員〔06〕 ・★指導員（児童デイサービス・地域活動支援センター）〔06〕 ・★精神障害者社会復帰指導員（精神障害者社会復帰施設）〔06〕 ・★世話人（共同生活介護・共同生活援助）〔06〕  などのうち、主たる業務が介護等の業務である者  ※ ★印がある5職種は下記の注意事項1の①・②を満たした方が対象になります。
短期入所	062	
障害者支援施設	065	
療養介護	066	
生活介護	067	
児童デイサービス	083	
共同生活介護（ケアホーム）	068	
共同生活援助（グループホーム）	084	
自立訓練	069	
就労移行支援	070	
就労継続支援	071	
知的障害者援護施設 （知的障害者更生施設・知的障害者授産施設・知的障害者通所施設・知的障害者福祉工場）	072	
身体障害者更生援護施設 （身体障害者更生施設・身体障害者療養施設・身体障害者授産施設・身体障害者福祉工場）	073	
福祉ホーム	074	
身体障害者自立支援	076	
日中一時支援	077	
生活サポート	078	
経過的サービス事業	079	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	096	
訪問入浴サービス	080	
地域活動支援センター	081	
精神障害者社会復帰施設 （精神障害者生活訓練施設・精神障害者授産施設・精神障害者福祉工場）	085	
在宅重度障害者通所援護事業 （日本身体障害者団体連合会から助成を受けている期間に限る）	019	
知的障害者通所援護事業 （全日本手をつなぐ育成会から助成を受けている期間に限る）	041	
居室介護	063	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 ・ガイドヘルパー〔03〕 など主たる業務が介護等の業務である者（サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
重度訪問介護		
行動援護		
同行援護		
外出介護（平成18年9月までの事業）		
移動支援事業		
<b>注意事項</b>		
<b>1 「★印の5職種」について</b> ① 上表の「施設・事業の配置基準」などで「介護職員」が置かれている場合、実務経験になりません。 ② 上表の「施設・事業」で、業務分掌表上、介護等の業務を行うことが明記されていて「主たる業務が介護等の業務」である場合、実務経験になります。 ③ 前記①・②により、介護福祉士国家試験を受験した場合、その実務経験は「社会福祉士・精神保健福祉士国家試験」の実務経験になりません。		
<b>2 「障害者総合支援法の施設・事業」を実施している場合、当該施設・事業の適用を受ける前から同等の施設・事業を継続的に行っている場合は、その施設・事業を開始した時点から実務経験になります。</b> 「・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象」 「・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象」		



施設・事業		介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	コード	
<b>㊦ 老人福祉法・介護保険法関係の施設・事業</b>		
老人デイサービスセンター	023	・介護職員〔02〕 ・介護従事者〔02〕 ・介護従業者〔02〕 ・介助員〔02〕 ・支援員（養護老人ホームのみ）〔08〕
指定通所介護（指定療養通所介護を含む）		
指定地域密着型通所介護		
指定介護予防通所介護		
第1号通所事業		
指定認知症対応型通所介護		
指定介護予防認知症対応型通所介護	024	など主たる業務が介護等の業務である者
老人短期入所施設		
指定短期入所生活介護	025	
指定介護予防短期入所生活介護		
養護老人ホーム	026	
特別養護老人ホーム		
指定介護老人福祉施設	027	
指定地域密着型介護老人福祉施設		
軽費老人ホーム	028	
ケアハウス		
有料老人ホーム	064	
指定小規模多機能型居宅介護		
指定介護予防小規模多機能型居宅介護	094	
指定看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）		
指定訪問入浴介護	031	
指定介護予防訪問入浴介護		
指定認知症対応型共同生活介護	032	
指定介護予防認知症対応型共同生活介護		
介護老人保健施設	033	
介護医療院	097	
指定通所リハビリテーション	034	
指定介護予防通所リハビリテーション		
指定短期入所療養介護	035	
指定介護予防短期入所療養介護		
指定特定施設入居者生活介護	082	
指定介護予防特定施設入居者生活介護		
指定地域密着型特定施設入居者生活介護		
サービス付き高齢者向け住宅	095	
指定訪問介護	036	・訪問介護員〔03〕 ・ホームヘルパー〔03〕 （サービス提供責任者としての業務は対象となりません。実際に介護等の業務を行う職種（職名）で証明してください。）
指定介護予防訪問介護		
第1号訪問事業		
指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
指定夜間対応型訪問介護	100	・看護補助者〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
指定訪問看護		
指定介護予防訪問看護		
<b>注意事項</b> 1 介護保険法の「指定居宅サービス」、「指定介護予防サービス」、「指定地域密着型サービス」、「指定地域密着型介護予防サービス」、「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」を実施している場合、当該事業の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。 ・「指定通所リハビリテーション」を除く。 ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象 ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象 2 「第1号訪問事業」、「第1号通所事業」は、旧「指定介護予防訪問介護」、旧「指定介護予防通所介護」に係る基準の例による基準に従って事業を実施するもので、「事業者指定」を受けているものが実務経験となります。 3 「指定訪問看護」、「指定介護予防訪問看護」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	<b>㊦ 生活保護法関係の施設</b>	
救護施設	021	・介護職員〔02〕 ・介助員〔02〕
更生施設	022	など主たる業務が介護等の業務である者
<b>㊧ その他の社会福祉施設等</b>		
地域福祉センター	043	・介護職員〔02〕 ・介護員〔02〕 ・介助員〔02〕 ・看護補助者〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
隣保館デイサービス事業	044	
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	045	
ハンセン病療養所	046	
原子爆弾被爆者養護ホーム	047	
原子爆弾被爆者デイサービス事業	048	
原子爆弾被爆者ショートステイ事業	049	
労災特別介護施設	051	
原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業	050	原爆被爆者家庭奉仕員〔03〕
家政婦紹介所 (個人の家庭において、介護等の業務を行う場合に限る)	052	家政婦〔04〕
訪問看護事業 (健康保険法第88条第1項に規定する訪問看護事業)	101	・看護補助者〔05〕 など主たる業務が介護等の業務である者
<b>注意事項</b> 「ハンセン病療養所」、「訪問看護事業」の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。		

#### イ 病院または診療所

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	<b>注意事項</b> 病院または診療所の看護補助者のうち、空床時のベッドメイキングや検体の運搬など間接的な業務のみに従事する方は対象となりません。	

ウ 介護等の便宜を供与する事業

施設・事業	コード	介護等の業務に従事したと認められる職種〔コード〕
	地方公共団体が定める条例・実施要綱等に基づく事業	
介護保険法の基準該当居宅・介護予防サービス（指定事業所は除く）	057	
障害者総合支援法の基準該当障害福祉サービス（指定事業所は除く）	088	
以下の各サービスに準ずる事業 非営利法人が実施する介護保険法の指定（基準該当）居宅、第1号訪問事業、第1号通所事業、指定（基準該当）介護予防、指定地域密着型、指定地域密着型介護予防の各サービスまたは障害福祉サービス事業	058	
その他の介護等の便宜を供与する事業（運営主体が法人格を有していること）（38～42ページの「施設・事業」に該当しない事業）	099	

注意事項

1 上表のコード「056」、「058」、「099」の事業には、実務経験になる条件があります。

※ コード「056」、「058」、「099」の事業を実務経験とする場合、「実務経験証明書」の他に、次の条件すべてに該当することが確認できる資料を受験申込書に同封してください。

事業の種類	対象者が「高齢者」「障害児・者」である。
実施要綱・条例・定款等	「高齢者」「障害児・者」「福祉に関する…」等の記載がある。
事業目的・事業概要	介護等の業務を行うことが明記されている。
職種	業務分掌上「介護職員」「訪問介護員」等として配置され、主たる業務が介護等の業務である。

2 コード「057」、「088」（介護保険法・障害者総合支援法の基準該当サービス）の場合、基準該当の適用を受ける前から、同等の事業を継続的に行っている場合は、その事業を開始した時点から実務経験になります。

- ・「非営利法人」→法人格取得以前の期間も対象。
- ・「営利法人」→法人格取得後の期間が対象。